

令和3年度池田市発達支援システム検討委員会次第

と き：令和4年3月16日（水）

午後3時～5時

ところ：議会会議室・オンライン(Zoom)

案 件

(1) 令和3年・4年度の決算（決算見込み）などについて

(2) 医療的ケア児の協議について

(3) 各委員からの案件について

※特にない場合は、各委員からの情報提供や報告など

(4) その他

R 3 年度の主な取り組みについて

■ 発達支援システム推進事業

① いけだつながりシート Ikeda_s (イケダス)

・ 2月末現在で904部を配布 (累計 4,115 部)

※ 25年度は227部、26年度は358部

27年度は417部、28年度は289部

29年度は350部 30年度は394部

R元年度は999部 R2年度は177部

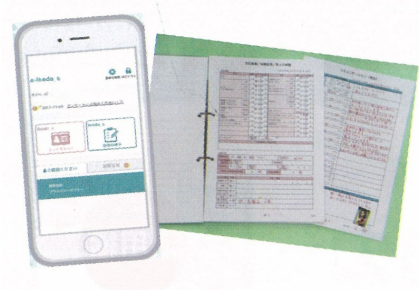
※ R1 年度から、4 か月健診で全員配付

R2 年度は、コロナの影響で配布できず

R3年度・6月から、総合窓口課で出生届け出時に配付

・ 公立の保育所、こども園在籍児童に全員配布

(古江保育所、なかよしこども園、ひかりこども園)



② e-Ikeda_s (イーイケダス)

・ 28年6月よりトライアル版サービス開始、29年11月に完全版へ移行

・ R4. 1月末現在1,233人が登録 (新規 95人)

・ ソフトバンクの協力により、2歳以下が利用する場合はベビーモニターを無料でレンタル⇒令和元年度で中止 (339台)

※ 機器が古くなり、新しいスマホでは使えなくなったため

【周知方法について】

・ 子育て情報誌『まみたん』

・ 市役所1階総合窓口 広告モニターへの掲載

・ 『池田市暮らしの便利帳』への掲載

・ 市ホームページ、子育て応援 WEB サイト「kodomoto いけだ」への掲載

・ 『お父さんのためのハンドブック』(改訂版)、『いちご応援団』への掲載

・ 発達支援マップ (2021年版) に掲載

③かおTVについて

かおTV＝子どもの視線を把握することで、子どもの社会性の発達や、子どもがどんなことに興味や関心を持っているを確認でき、保護者や支援者が子どもに対する理解を深めることができるシステム。

※自閉症スペクトラム症などの早期発見ツールではなく、何らかの診断に結び付くものではない。



実施状況

(人)

	1歳6か月 児健診	健診以外	合計
平成26年度	104	32	136
平成27年度	149	24	173
平成28年度	131	12	143
平成29年度	182	21	203
平成30年度	269	18	287
令和元年度	278	21	299
令和2年度	0	4	4

1歳6か月児健診時に、希望者に実施。

令和2年3月以降、コロナの影響で実施せず。

令和4年1月に再開。

■障がい児通所支援事業

		R元年度 実績	R2年度 実績	R3年度 実績 (見込み)	R4年度 予算(案)
①児童発達 支援	施設数	42カ所	52カ所	61カ所	60カ所
	延べ人数	1,489人	1,771人	2,700人	3,065人
	給付金額	95,589千円	127,635千円	202,457千円	243,718千円
②医療型児童 発達支援	施設数	3カ所	1カ所	0カ所	3カ所
	延べ人数	22人	1人	0人	5人
	給付金額	583千円	21千円	0千円	50千円
③放課後等 デイサービス	施設数	60カ所	67カ所	77カ所	80カ所
	延べ人数	3,946人	4,214人	5,100人	5,513人
	給付金額	263,029千円	307,145千円	333,151千円	366,314千円
④保育所等 訪問支援	施設数	4カ所	4カ所	3カ所	4カ所
	延べ人数	9人	16人	65人	167人
	給付金額	160千円	233千円	240千円	1,518千円
利用延べ人数		5,466人	6,002人	7,865人	8,750人
給付金額合計		359,361千円	435,034千円	535,848千円	611,600千円

- ・受給者証の発行人数は485人（R4年3月1日現在）
R3.4.1 時点の発行人数は432人
- ・2カ月分の不足が生じるため、令和3年12月に補正予算措置

【通所支援施設数について】

	H28	H29	H30	R1	R2	R3
事業所数	10	12	17	18	20	25

※いずれも各年度3月1日現在。児童発達支援センターを含まず

※25事業所の内、児童発達支援 21 放デイ 24 重心対応 2

R4年度の予算（案）概要について

■発達支援課予算について

事業名	R4年度 当初予算額（案）	R3年度 当初予算額	増減
発達支援システム推進事業	5,787,000円	5,787,000円	0円
就学前児発達支援事業	550,000円	336,000円	190,000円 （備品購入費）
障がい児通所支援事業	618,226,000円	452,368,000円	165,858,000円 （扶助費）

※R3年度通所支援事業費、扶助費

12月補正 110,000,000円追加 ⇒ 現計予算 562,368,000円

◎イケダスの利用者拡充について

⇒ 引き続き、出生届出時に全員に配布

イケダスは、母子健康手帳の延長版として、子どもの成長や発達を記録する、誰もが使える生涯手帳としてアナウンスしており、母子健康手帳と並行して書き始めることとして認知できれば、受け入れやすいものと思われる。

そのため、R元年度より4か月児健診の時に、保護者に対し、周知・配布を行っていたが、新型コロナウイルス感染症の流行により、感染対策を徹底するために健診方法が見直され、配布することができなくなった。

そこで、R3年6月より、総合窓口課の協力を得、出生届出時に配付することに。

また、今年度には子育て現場での利用促進を視野に、公立保育所・こども園にて在籍児童全員に配付を行った。（古江保育所・なかよしこども園・ひかりこども園）

保護者及び支援者に対し、行政機関としてイケダスの配付・活用を促進していることを認識してもらい、健診や保育などの子育ての場面で活用するなど、利用の継続につなげていく。

◎イケダスの利用状況などについて検証し、様々な関係機関での相談などでも活用していただけるよう、更なる周知に努める

障害児通所支援は、平成24年度から約10年で事業所数等が飛躍的に増加。身近な地域で支援が受けられるようになった一方で、適切な運営や支援の質の確保等の課題があることから、障害児通所支援が担うべき役割や機能、対象者など、今後の障害児通所支援の在り方を検討。令和3年6月から計8回開催。7団体からのヒアリングも行い、報告書を取りまとめた。

構成員

秋山 千枝子	あきやま子どもクリニック院長・小児科医	北川 聡子	(公財)日本知的障害者福祉協会 副会長
○有村 大士	日本社会事業大学 准教授	末光 茂	(一社)全国重症心身障害日中活動支援協議会 会長
市川 宏伸	(一社)日本発達障害ネットワーク 理事長	高橋 朋生	神奈川県福祉子どもみらい局福祉部障害サービス課 課長
小川 陽	(特非)日本相談支援専門員協会 理事・政策委員長	田中 聡一郎	駒澤大学 准教授
小川 正洋	柏市保健福祉部 次長・障害福祉課 課長	又村 あおい	(一社)全国手をつなぐ育成会連合会 常務理事・事務局長
◎柏女 霊峰	淑徳大学 教授	山川 雅洋	大阪市福祉局障がい者施策部障がい支援課 課長
加藤 正仁	(一社)全国児童発達支援協議会 会長		
菊池 紀彦	三重大学 教授		

◎座長、○座長代理

(五十音順・敬称略)

障害児通所支援の利用の現状

- ◆ 平成26年度比で、児童発達支援は2.2倍・放課後等デイサービスは3.2倍(令和元年度)と、**他の社会保障給付費(医療・介護は1.1倍)と比較しても大きな伸び**。(発達障害の認知の社会的広がりや女性の就労率の上昇等が背景と考えられる。)
- ◆ 年齢別利用率では、5歳児で人口の3.7%。一方、通常学級に在籍する発達障害の可能性のある児童生徒に関する調査では、「学習面又は行動面で著しい困難を示す」子どもは小学校で7.7%。**まだ顕在化していない支援ニーズがある可能性**。
- ◆ 一方、障害のある子どもにとって、児童期から適切な発達支援を受けて成長していくことは、**安心感や自尊心等を育むことで持てる能力の発揮に着実に貢献し、成人後の生きづらさの軽減や予防に繋がるもの**であり、社会全体から見ても大きな意義がある。

障害児通所支援が提供する発達支援の質を上げていくことが重要

今後の検討に向けた基本的な考え方

障害児本人の最善の利益の保障、家族支援の重視、インクルージョンの推進等の、**これまでの障害児支援に係る検討の基本理念に引き続き立脚**。その上で、以下の基本的な考え方に立って、障害児通所支援の検討を進める必要。

- ◆ **障害のある子ども達の自己肯定感を高め、多様性が尊重される中でその子らしさが発揮されるような支援が重要な役割**。
- ◆ 障害児も同じ「子ども」であり、**障害児施策と子育て施策を、連続線上のものとして考えていく必要**。
- ◆ **保護者支援**として、障害を含めその子のありのままを肯定していくプロセスや、成長・発達過程で様々な葛藤に直面する保護者をしっかりサポートすることも障害児通所支援の大切な役割。

1. 児童発達支援センターの在り方

- センターが果たすべき役割・機能が明確でない現状を踏まえ、**地域の中核的な支援機関として①幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能、②地域の事業所へのスーパーバイズ・コンサルテーション機能、③地域のインクルージョン推進の中核機能、④発達支援の入口としての相談機能を制度上明確化し、これらの発揮が促される報酬体系等としていく。**
- 平成24年改正により、身近な地域で支援を受けられるよう、従来の障害種別ごとの体系を一元化したが、センターは「福祉型」「医療型」と障害種別で通所先が分かれ身近なセンターが利用できない状況が残っていること、また、保育士等の配置が少なく「遊び」を通じた発達支援が十分できない現状を踏まえ、**障害種別に関わらず身近な地域で必要な発達支援が受けられるよう、「福祉型」「医療型」を一元化する方向で必要な制度等を手当。**
※ 必要な専門性は、センターとして共通的に多様な専門職の配置等を進めることにより確保。

2. 児童発達支援・放課後等デイサービスの役割・機能の在り方

- 児童発達支援・放課後等デイサービスには、総合的な発達支援、特定プログラムに特化した支援等、支援内容・提供時間も様々となっており、中には学習塾や習い事に類似した支援もみられる。
⇒ 次期報酬改定に向け、**発達支援の類型に応じた人員基準・報酬の在り方を検討し、支援時間の長短（親の就労対応も含む）が適切に評価されるよう検討。**（発達支援として相応しいサービス提供がなされるよう、運営基準等の見直しを検討。）
- 放課後等デイサービスについては、**専修学校・各種学校に通学する障害児も発達支援が必要と市町村長が特に認める場合は対象とする方向で検討。**

3. インクルージョンの推進

- 児童発達支援事業所・放課後等デイサービスにおいて、**保育所等への移行支援が進むよう、効果的な標準的手法を提示していくとともに、適切な報酬上の評価を検討。**
- **保育所等訪問支援**については、センターが実施する場合の中核機能としての重要性を勘案しつつ、**支援対象・方法等の違い等も踏まえ、適切な評価の在り方等を検討。**
- 児童発達支援等と保育所等で、**障害の有無に関わらず、一体的な子どもの支援**を可能とする方向で、必要な見直し・留意点等を検討。

4. その他（給付決定、事業所指定、支援の質の向上等）

- 給付決定で勘案する障害児の状態の調査指標（いわゆる「5領域11項目」。日常生活動作の介助の必要度が中心）では、障害児に必要な発達支援のコーディネートが困難であることから、**当該調査指標や、給付決定プロセスを見直し**（一部類型はセンター・相談支援事業所のアセスメントを組込む等）。
- 事業所の指定（総量規制の判断）に当たって、管内における偏在の解消、重症心身障害・医療的ケア等に対応した事業所の不足等を解消するため、**障害児福祉計画における給付量の見込みに当たり、より狭い圏域や、支援が行き届きにくいニーズに着眼した見込み方を検討。**
- **地域の障害児通所支援全体の質の底上げに向け、センターが地域の中核となつて、①地域の事業所に対する研修や支援困難事例の共有・検討、②市町村や自立支援協議会との連携、③各事業所の自己評価・保護者評価の結果の集約を通じた事業所の強み・弱みの分析・改善（地域の関係者等も参画）、④事業所の互いの効果的な取組の学び合い等**の取組みを進める方向で検討。

医療的ケア児支援体制整備

本市第 2 期障がい児福祉計画で定めた医療的ケア児の支援体制を整備するため、関係各機関との協議の場を設置するとともに各機関との調整を図るコーディネーターを配置する。

1. 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場

保健、医療、福祉、教育等の医療的ケア児支援に関わる行政機関や事務所等の担当者が一同に会し、地域の課題や対応策について継続的に意見交換や情報共有を図る協議の場

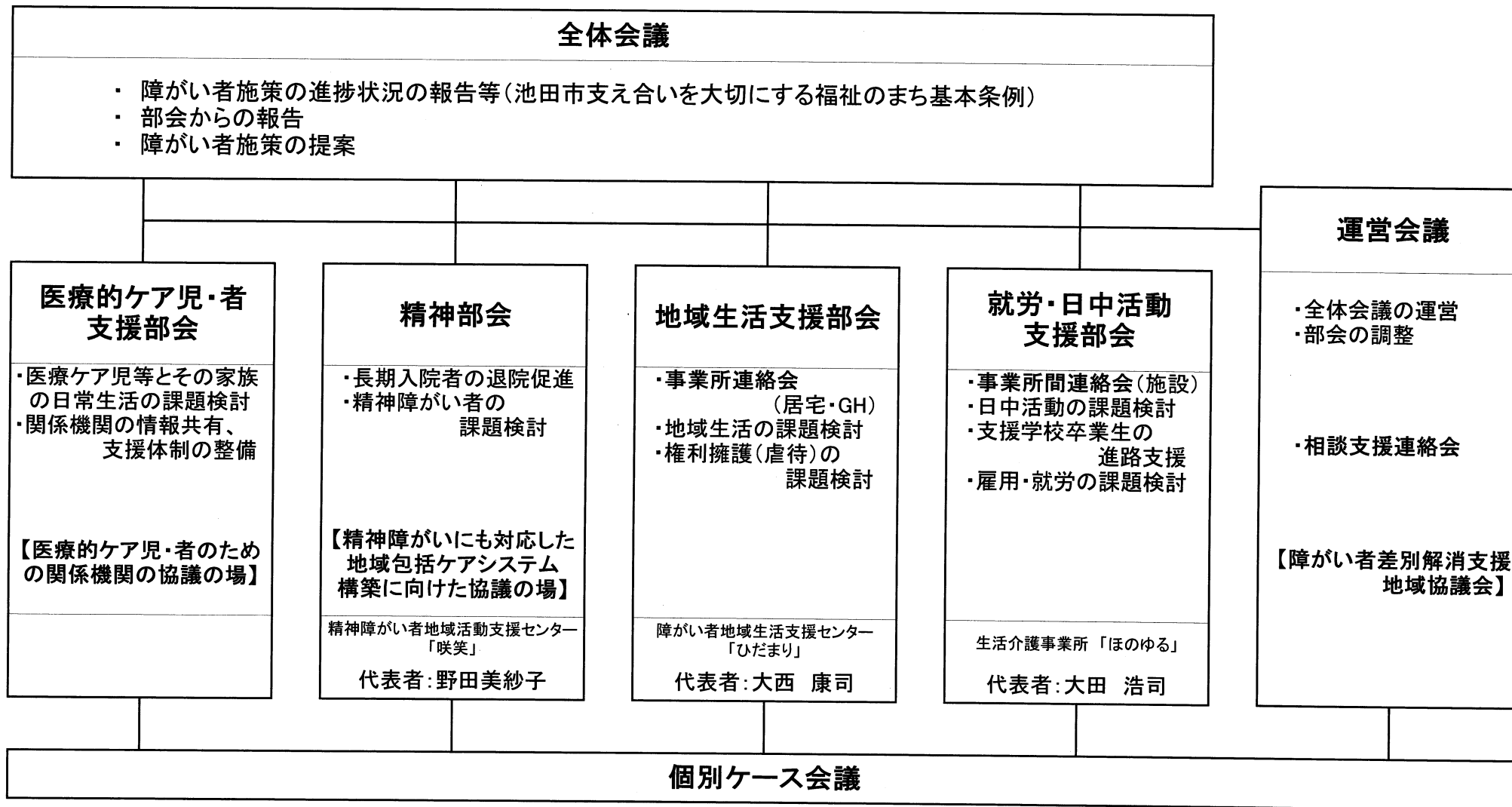
⇨地域自立支援協議会の中に「医療的ケア児・者支援部会」として協議の場を設置

○委員構成案

団体等	委員	人数
医師会	医師	1
市立池田病院 小児科	医師	1
地域医療連携室	ケースワーカー	1
訪問看護ステーション	看護師	1
放課後等デイサービス（重心）	指導員（看護師）	1
身体不自由児（者）父母の会	保護者	1
子ども家庭センター	技師等	1
保健所	保健師	1
教育センター	職員	1
学校（石橋小学校）	教員	1
幼児保育課/なかよしこども園	職員	1
特別支援学校（箕面支援学校）	教員	1
基幹相談支援センター	相談員	1
児童発達支援センター（やまばと学園）	職員	1
健康増進課	保健師	1
医療的ケア児等コーディネーター	相談員	1
合計		16

<事務局>障がい福祉課、発達支援課

池田市地域自立支援協議会の組織



地域における医療的ケア児の支援体制の整備

- 医療技術の進歩等を背景として、NICU等に長期間入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが必要な障害児(医療的ケア児)が増加。
- 平成28年5月25日成立・同年6月3日公布の「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」において、地方公共団体に対し、医療的ケア児が必要な支援を円滑に受けられるよう、保健、医療、福祉等の各関連分野の支援を行う機関との連絡調整を行うための体制整備に関する努力義務を規定(児童福祉法第56条の6第2項)(本規定は公布日施行)
- 「医療的ケア児の支援に関する保健、医療、福祉、教育等の連携の一層の推進について」(平成28年6月3日関係府省部局長連名通知)を地方公共団体等に発出し、連携体制の構築を推進。

地方公共団体	
保健	医療
障害福祉	保育
教育	その他

地方公共団体の関係課室等の連携

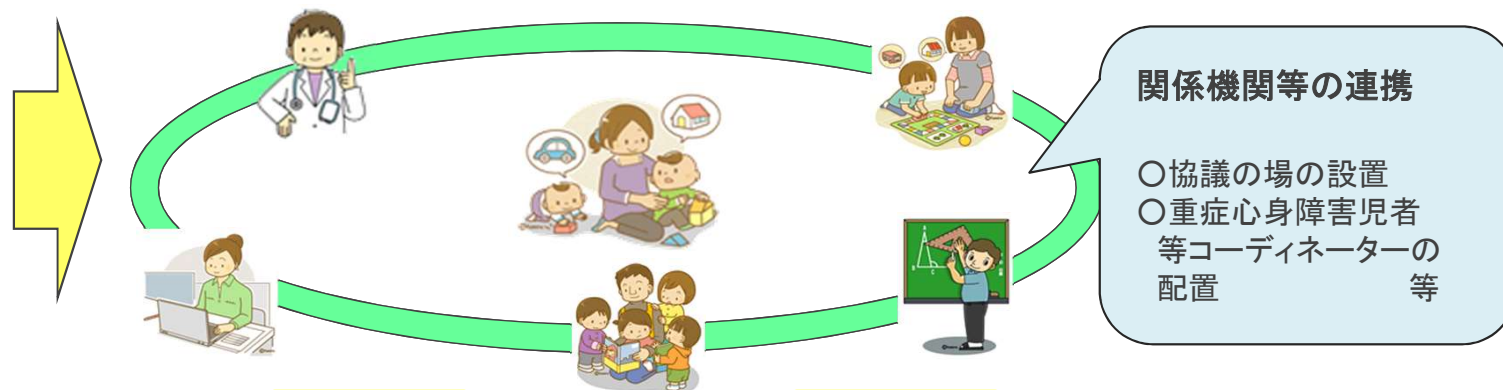
- 関係課室等の連携体制の確保
- 日頃から相談・連携できる関係性の構築
- 先駆的に取り組んでいる地方公共団体の事例を参考としつつ推進 等

医療関係

- 訪問診療や訪問看護等医療を受けながら生活することができる体制の整備の確保
- 小児在宅医療従事者育成のための研修会の実施 等

障害福祉関係

- 障害児福祉計画等を利用しながら計画的な体制整備
- 医療的ケアに対応できる短期入所や障害児通所支援等の確保 等



保健関係

- 母子保健施策を通じて把握した医療的ケア児の保護者等への情報提供 等

保育関係

- 保育所等、幼稚園、認定こども園における子どもの対応や保護者の意向、受入体制などを勘案した受入や医療的ケア児のニーズを踏まえた対応 等

教育関係

- 学校に看護師等の配置
- 乳幼児から学校卒業後までの一貫した教育相談体制の整備
- 医療的ケアに対応するための体制整備(看護師等の研修)等

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の全体像

(令和3年法律第81号) (令和3年6月11日成立・同年6月18日公布)

◎医療的ケア児とは

日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為）を受けることが不可欠である児童（18歳以上の高校生等を含む。）

立法の目的

- 医療技術の進歩に伴い医療的ケア児が増加
- 医療的ケア児の心身の状況等に応じた適切な支援を受けられるようにすることが重要な課題となっている
- ⇒医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資する
- ⇒安心して子どもを生子、育てることができる社会の実現に寄与する

基本理念

- 1 医療的ケア児の日常生活・社会生活を社会全体で支援
- 2 個々の医療的ケア児の状況に応じ、切れ目なく行われる支援
医療的ケア児が医療的ケア児でない児童等と共に教育を受けられるように最大限に配慮しつつ適切に行われる教育に係る支援等
- 3 医療的ケア児でなくなった後にも配慮した支援
- 4 医療的ケア児と保護者の意思を最大限に尊重した施策
- 5 居住地域にかかわらず等しく適切な支援を受けられる施策

国・地方公共団体の責務

保育所の設置者、 学校の設置者等の責務

支援措置

国・地方公共団体による措置

- 医療的ケア児が在籍する保育所、学校等に対する支援
- 医療的ケア児及び家族の日常生活における支援
- 相談体制の整備 ○情報の共有の促進 ○広報啓発
- 支援を行う人材の確保 ○研究開発等の推進

保育所の設置者、学校の設置者等による措置

- 保育所における医療的ケアその他の支援
→看護師等又は喀痰吸引等が可能な保育士の配置
- 学校における医療的ケアその他の支援
→看護師等の配置

医療的ケア児支援センター（都道府県知事が社会福祉法人等を指定又は自ら行う）

- 医療的ケア児及びその家族の相談に応じ、又は情報の提供若しくは助言その他の支援を行う
- 医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関等への情報の提供及び研修を行う 等

施行期日：公布の日から起算して3月を経過した日（令和3年9月18日）

検討条項：法施行後3年を目途としてこの法律の実施状況等を勘案した検討

医療的ケア児の実態把握のための具体的な方策／災害時における医療的ケア児に対する支援の在り方についての検討